

8 答 申 第 2 号

令和8年9月30日

久留米市長 原口 新五 様

久留米市情報公開・個人情報保護審査会

会長 小原 清信

久留米市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和8年4月9日付け8健総第31号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

令和7年11月27日付け7総医第5873号の公文書不存在決定に対する審査請求について

別 紙

答 申

第1 審査会の結論

久留米市長（以下「処分庁」という。）が令和7年11月27日付け7総医第5873号により行った公文書不存在決定（以下「本件不存在決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に係る経緯

年 月 日	経 緯 等
令和7年10月28日	処分庁にて公文書開示請求書を受付
令和7年11月27日	処分庁が本件不存在決定を行う
令和8年 2月 2日	審査請求人から本件不存在決定に対する審査請求書が提出される

1 公文書開示請求

審査請求人は、令和7年10月24日付け郵送文書で、久留米市情報公開条例（昭和62年久留米市条例第9号。「以下「条例」という。）第6条第1項の規定による公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同年10月28日これを受け付けた。

その内容は、次のとおりである。

新型コロナウイルス予防接種が開始された2021年初月～2025年3月までの期間におけるコロナウイルスワクチン接種者の以下の情報全て

- ①生年月日または抽出日の年齢 ②性別 ③死亡している場合は死亡日
④転出している場合は転出日 ⑤転入している場合は転入日
⑥当該ワクチンの接種日・メーカー・ロット番号・何回日か ⑦予防接種記録と住民基本台帳が別の場合は宛名番号も

※別紙①として、希望するデータの形態（第1希望様式 審査請求人が開示請求する全ての情報が網羅された表形式、第2希望様式 住民基本台帳から抽出された項目の表と予防接種記録に記載された項目の表の2表に分かれ、それぞれに共通する個人宛名番号の項目が付されたもの）を添付。

2 本件公文書不存在決定

処分庁は、本件開示請求に係る資料について、「請求者が求める期間における予防接種記録については、請求者が求める内容を網羅したデータを作成していないため」として、条例第11条第2項の規定により公文書の不存在決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、令和8年1月29日付け審査請求書を郵送で提出し、処分庁は同年2月2日これを受け付けた。請求の趣旨は、本件不存在決定を取り消し、新型コロナウイルスワクチン接種者の接種歴と年齢、性別、死亡日、転入・転出歴を明記した資料を開示する旨の決定を求めるものである。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求書、反論書及び久留米市長決定通知に対する主張書によると、審査請求人は、本件不存在決定に関しておおむね次のように主張している。

住民基本台帳にある年齢、性別、死亡日、転入転出日と、新型コロナウイルスワクチン接種記録（以下「予防接種記録」という。）は紐付けできる状態で保有されている筈である。また、開示請求の内容を網羅したデータはデジタル管理されており、マスキングや疑似キー化などで出すことが可能である。

希望する開示形式は記載例として示したものであり、該当する形式が無いことは、不存在とする理由に当たらない。

個人宛名番号は、市と本人しか知りえない情報であり、第三者から特定できるものではなく、個人情報又は個人識別符号にも該当しない。

予防接種による健康被害が起きており、本件で開示を求めている情報は、久留米市情報公開条例第7条第1号イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。

第4 処分庁の主張要旨

処分庁は、弁明書によると、本件不存在決定に関しておおむね次のように主張している。

予防接種券を発行する際は、データ抽出時点で久留米市民として現存する者の情報を用いており、その情報には転入日、転出日及び死亡日は含まれない。

開示請求に係る情報について、生年月日、年齢、性別、転出日、転入日、死亡日は、住民基本台帳法に基づいて記録され、ワクチン接種日、メーカー、ロット番号、接種回数は、予防接種法及び同法施行規則に基づいて取得、作成された情報であり、個別に管理されているものであるから、一体となった形で保持、管理しているものではない。

審査請求人の希望する開示形式のうち、第1希望様式については、各情報は住民基本台帳法、予防接種法等に基づき各々管理及び保持されており、これらを紐付けし一体化させた文書は作成していない。第2希望様式については、個人宛名番号を開示すれば紐

付けは可能だが、個人宛名番号は、久留米市情報公開条例第7条第1号の不開示情報に該当し、開示できないことから、結局はそれぞれの情報を紐付けできないため、審査請求人の希望する形式とならない。

審査請求人が希望する形式に合うように、既に管理及び保有しているそれぞれの公文書に対し、個人宛名番号以外の疑似キーを新たに設定することは開示請求の主旨にそぐわない。

また、個人情報である個人宛名情報を開示することによる危険性と開示することによる公益（コロナウイルスワクチン接種者に対する健康被害救済啓発）を比較衡量して、公益が優るとは言えないため、裁量的な開示は必要ない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張に対して、法令に則して検討した結果、次のように判断する。

1 開示請求の対象となる公文書について

情報公開条例による開示請求の対象となる「公文書」とは、条例第2条の規定によると、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関が管理しているものである。すでに保有している文書を開示する仕組であり、開示請求者の求めに応じ、新たに文書を作成したり、取得したりして開示することは求められていない。

2 本件開示請求に係る公文書の存否について

審査請求人は、予防接種による健康被害の状況を全国的に調査し、データベース化されている旨を審査請求書や反論書、主張書で示しており、住民基本台帳情報及び予防接種記録を紐付けた情報が存在すると主張する。

本件開示請求に係る資料について、審査会が処分庁に確認したところ、審査請求人が求める内容を一体的に記録した公文書は保有しておらず、住民基本台帳法に基づく情報と予防接種法及び同法施行規則に基づく情報の2種類に分離し、管理されていることが確認された。

開示請求された文書を開示しようとした場合、審査請求人が記載例として示したとする第1希望様式（審査請求人が開示請求する全ての情報が網羅された表形式）については、上記の2種類の情報から関係する情報を抽出し、それらを突合し、加工し、編集することにより新しい一覧表を作成することになる。これは新たな公文書の作成となる。

また、第2希望様式（住民基本台帳から抽出された項目の表と予防接種記録に記載された項目の表の2表に分かれ、それぞれに共通する個人宛名番号の項目が付されたもの）についても、同様に上記の2種類の情報から関係する情報を抽出した上で、それぞ

れの情報に仮に共通する疑似キーを付すとすれば、その項目を加えた資料を作成することになる。これも新たな公文書の作成となる。

しかし、情報公開請求の対象となる公文書は、当該実施機関が現に管理しているものであるため、開示請求者の求めに応じ、新たに作成される情報は対象ではない。

以上のことより、審査請求人が求める内容を記録した公文書は、実施機関において現に保有しているとは認められないものであり、当審査会では、本件不存在決定は妥当なものであると判断する。

- 3 個人宛名番号の個人情報該当性及び条例第7条第1号ただし書イへの該当性について
審査請求人は、個人宛名番号は個人情報に該当せず、開示請求に係る文書は条例第7条第1号ただし書イに該当する旨主張しているため、以下に検討する。

(1) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とする旨を定めている。

(2) 条例第7条第1号の該当性について

審査請求人は、開示請求した資料のうち、個人宛名番号を、市と本人しかその意味を知り得ない情報であり、第三者から個人を特定できるものではないため、個人情報又は個人識別符号に該当しないものとしている。

しかし、個人宛名番号は特定の個人に一对一で付番される識別番号であり、実施機関において幅広い業務で共通して使用されていることから、他の情報と照合することにより容易に個人を識別することができる個人情報に該当し、不開示とすることが相当である。

(3) 条例第7条第1号ただし書イについて

条例第7条第1号ただし書イは、同号本文の例外として、本文に規定する個人に関する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報について開示を義務付けるものである。

(4) 条例第7条第1号ただし書イの該当性について

審査請求人は、予防接種による健康被害が起きているため、条例第7条第1号ただし書イにあたり、開示するべきと主張する。

「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかの判断においては、市民一般の利害を踏まえて、開示の必要性・公益性と非開示の必要性とを比較衡量した上で検討すべきものであると解される。

本件開示請求は、接種記録、死亡日、転入転出歴などの個人情報に関する開示請求であり、これらの情報の開示は個人の権利利益を侵害する程度が大きいものである。一方で、審査請求人が主張する公益は、抽象的なものであり、本件情報を公にする必要性を基礎付ける具体的事情は認められない。そのため、開示することによって保護される利益が、不開示とすることによって保護される利益を上回るものと言えないことから、当該個人情報は不開示とすることが相当である。

第6 まとめ

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の経過

年 月 日	経 過
令和8年 4月 9日	久留米市から諮問
令和8年 4月27日	令和8年度第1回審査会（審議）
令和8年 5月18日	令和8年度第2回審査会（審議）
令和8年 6月 1日	審査請求人から意見書の提出
令和8年 7月 2日	令和8年度第3回審査会（審議）
令和8年 8月21日	令和8年度第4回審査会（審議）

第8 久留米市情報公開・個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名
会 長	小 原 清 信
会長職務代理	木 下 宗一郎
委 員	綾 部 章 子
委 員	堀 田 富 子
委 員	西 野 恵 子
委 員	相 澤 直 子
委 員	堺 勇 介